

ホームページ維持管理サービスに関する協議 確認事項

1. サービスの定義と形態

ここでいうホームページ維持管理サービスとは、株式会社ジオブレイン(以下甲という)が御社(以下乙という)の既設ホームページの更新等の維持管理を行うことをいう。サービスの形態は、インターネットの回線を利用した作業、および電話・FAX・Eメールなど乙の事業所に出向かない(オフサイトサービス)を主体とする。

2. 契約者(乙)の定義と(甲の)業務エリア

基本的には乙の支店・支社・事務所・営業所等、1事業所との契約とする。甲が対応する業務エリアは契約事業所の営業担当管轄エリアとする。専任技術者が不在等の事由により上部統括事業所で契約する場合には、この限りではない。

3. 契約期間と業務の内容

基本的な契約期間を1年間とする。業務内容は主として下記の項目からなる。

サイト内の再構成 …… 画像やボタンを配置して見やすくし、さらにレイアウトや色調に統一性を持たせる。

ホームページの更新 …… 月1回程度の静的・事務的なページの更新。各種拡張機能を利用した動的なホームページ作成およびその支援。

独自ドメイン取得支援 …… or.jp、co.jp、jp、com、org等の独自ドメイン登録申請指導。

また御社内におけるシステム管理者に相当する担当者を最低1名専任し、その担当者に対して、オフサイトでの指導も並行して行う。

4. 契約外の業務と費用の扱い

操作方法等の指導など出向いて行うオンサイトサービスは、以下のとおりとする。

1) 交通費等は月次毎に月末にて実費精算とする。

2) オンサイトサービスでの諸作業は作業の内容に拘わらず、¥3,000/時間とする。

1) オンサイトサービスに伴う移動時間やソフト購入に要する作業などは、雑作業として¥1,000/時間とする。

ホームページ維持管理サービス 契約書

株式会社ジオブレイン(以下甲という)と御社(以下乙という)とは、ホームページ維持管理サービスについて、下記のとおり契約する。

記

第1条 契約内容

左記の各協議・確認事項および下記の各条を遵守し、オフサイトにて御社の既設ホームページの更新等の維持管理を行うこと。

第2条 サービス契約期間

契約期間を下記のとおりとする。最長期間は1年間とする。

自) 平成 年 月 日

至) 平成 年 月 日

第3条 契約金額および支払い

上記期間における契約金額を、消費税別で5万円とする。契約成立の月末から1ヶ月以内に2万円を、期間終了期末の月末から1ヶ月以内に残る3万円を、甲の指定する銀行口座に消費税5%を加算して振り込むものとする。

実費精算分については月次・月末請求の翌月末に、甲の指定する銀行口座に消費税5%を加算して振り込むものとする。

第4条 付則

左記協議・確認事項および本契約書に定めない事項、あるいは疑義が発生した事項については、双方協議して速やかに解決に当たるものとする。

以上契約の証として本書を2通作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各1通ずつ保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 株式会社 ジオブレイン
代表取締役 小林 昇

乙 (御社名、事業所名)
(事業所代表者名)